

東御市宿泊交流拠点整備運営事業 募集要領等に関する質問への回答（令和8年1月22日）

No.	資料名	頁	項目番号	項目等	質問の内容	回答案
1	募集要項	5	第1章8（2）	市への納付金	<p>毎年土地の固定資産評価額の6%、建物の建設費の1.6%の納付、初年度は2年分納付、とあるが、これらの相当額を支払うと、維持管理・運営業務はとても採算が取れない。特に建物の建築額の6%は大きな金額になる。さらに、ある程度の初期投資をつぎ込んだとしても、採算面で厳しい初年度に2カ年分を支払うだけの余裕はない。当社としては利益の多くの部分を利益還元として東御市に納付することを考えているので、このような提案も認めて頂きたい。</p>	<p>第1章8（2）を以下修正する。</p> <p>(2) 当市への納付金 ア 収益還元</p> <p>事業者は、収益還元として以下の納付金を毎年当市が指定する方法により一括で支払うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の固定資産評価額に100分の6を乗じて得た額と同等の額 ・建物の固定資産税の課税標準額相当額に100分の1.6を乗じて得た額と同等の額（減価償却あり） <p>上記に代わる提案も認める。</p> <p>イ その他</p> <p>自動販売機等の設置に関する使用料は、当市との事前協議による。</p>